# 環境影響評価方法書

(仮称)岩切物流施設新築計画

令和6年1月

株式会社フジタ

## 目 次

1. 対象事業の概要	1
1.1 事業者の名称及び所在地	1
1.2 対象事業の名称、種類及び目的	1
1.2.1 事業の名称	1
1.2.2 事業の種類	1
1.2.3 事業の目的	1
1.3 事業実施の位置	1
1.4 事業の内容	6
1.4.1 事業概要	6
1.4.2 事業工程	7
1.4.3 施設配置計画	7
1.4.4 施設整備計画	17
1.4.5 交通計画	17
1.4.6 工事計画	19
1.5 環境の保全・創造等に係る方針	19
1.5.1 大気質、騒音・振動	19
1.5.2 水質	20
1.5.3 水象	20
1.5.4 電波障害、日照阻害	20
1.5.5 植物	20
1.5.6 動物	20
1.5.7 生態系	21
1.5.8 景観	21
1.5.9 自然との触れ合いの場	21
1.5.10 文化財	21
1.5.11 廃棄物等	21
1.5.12 温室効果ガス等	22
2. 関係地域の範囲	23
3. 地域の概況	25
3.1 自然的状況等	27
3.1.1 大気環境	27
3.1.2 水環境	58
3.1.3 土壌環境	77

3.1.4 生物環境	92
3.1.5 景観等	120
3.2 社会的状况等	129
3.2.1 人口及び産業	129
3.2.2 土地利用	134
3.2.3 水利用	137
3.2.4 社会資本整備等	140
3.2.5 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等	151
3.2.6 環境の保全等を目的とする法令等	155
4. 環境影響評価項目の選定	205
4.1 環境影響要因の抽出	205
4.2 環境影響要素の抽出及び環境影響評価項目の選定	206
5. 調査、予測及び評価の手法	213
5.1 大気質	213
5.1.1 調査手法	213
5.1.2 予測手法	216
5.1.3 評価手法	217
5.2 騒音	218
5.2.1 調査手法	218
5.2.2 予測手法	221
5.2.3 評価手法	222
5.3 振動	223
5.3.1 調査手法	223
5.3.2 予測手法	224
5.3.3 評価手法	225
5.4 電波障害	226
5.4.1 調査手法	226
5.4.2 予測手法	227
5.4.3 評価手法	227
5.5 日照阻害	228
5.5.1 調査手法	228
5.5.2 予測手法	228
5.5.3 評価手法	230

	5.6 景観	231
	5.6.1 調査手法	231
	5.6.2 予測手法	233
	5.6.3 評価手法	233
	5.7 廃棄物等(廃棄物)	234
	5.7.1 調査手法	234
	5.7.2 予測手法	234
	5.7.3 評価手法	234
	5.8 温室効果ガス等	235
	5.8.1 調査手法	235
	5.8.2 予測手法	235
	5.8.3 評価手法	236
6.	環境影響評価の委託を受けた者の名称、代表者の氏名	
	及び主たる事務所の所在地	237

1. 対象事業の概要

#### 1. 対象事業の概要

#### 1.1 事業者の名称及び所在地

事 業 者:株式会社フジタ 東日本開発事業部

代表者:執行役員事業部長 増山 祐一

所 在 地 : 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目25番2号

電話番号:03-3796-2247

#### 1.2 対象事業の名称、種類及び目的

#### 1.2.1 事業の名称

(仮称)岩切物流施設新築計画(以下、「本事業」という。)

#### 1.2.2 事業の種類

大規模建築物の建設の事業

#### 1.2.3 事業の目的

本事業の計画地は、現在施行されている仙台市岩切山崎今市東土地区画整理事業(以降、「区画整理事業」と言う。)区域内東側の流通業務施設用地に位置している。

区画整理事業区域は、宮城県の「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(区域マスタープラン)や、仙台市の「仙塩広域都市計画 区域区分の見直しに係る仙台市案」において、市街化区域に編入する区域とされており、令和2年5月に市街化区域に編入され、区域全域が工業専用地域に指定された。なお、現在の用途地域は暫定であり、今後、本事業の計画地を除く区域は、主要地方道仙台松島線(以降、「仙台松島線」と言う。)沿道西側は準工業地域に、さらにその西側は第一種住居地域となる予定である。

区画整理事業区域は、県道今市福田線や国道4号に近接していることから、物流拠点等へのアクセス性が高く、また、移転事業が進む仙台貨物ターミナル駅との近接性により、流通業務地としての必要性も高まっていると評価されていた。

区画整理事業区域内には、中央を南北に縦断する仙台松島線が通っており、その沿線において医療施設や商業施設、業務施設が立地している。また、区域周辺においても医療施設や店舗、既存住宅が点在し、周辺既存市街地と一体的な都市施設の整備や、区域の東側に計画されている仙台貨物ターミナル駅の移転計画と併せたまちづくりの整備が進みつつある。

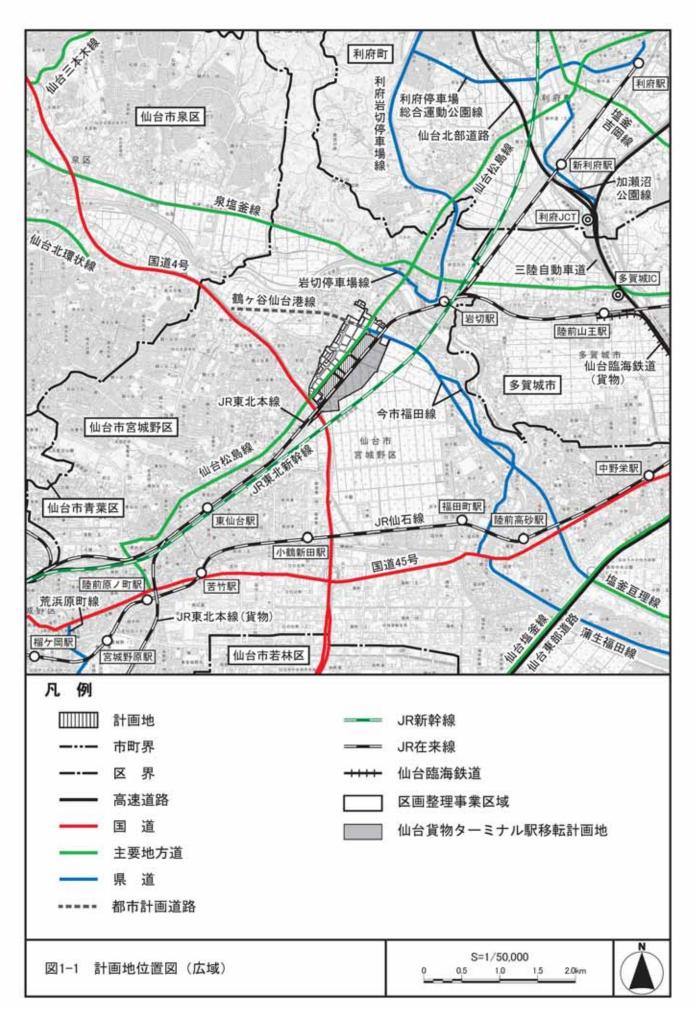
区画整理事業は、令和7年9月には流通業務施設用地が使用収益開始される予定である。

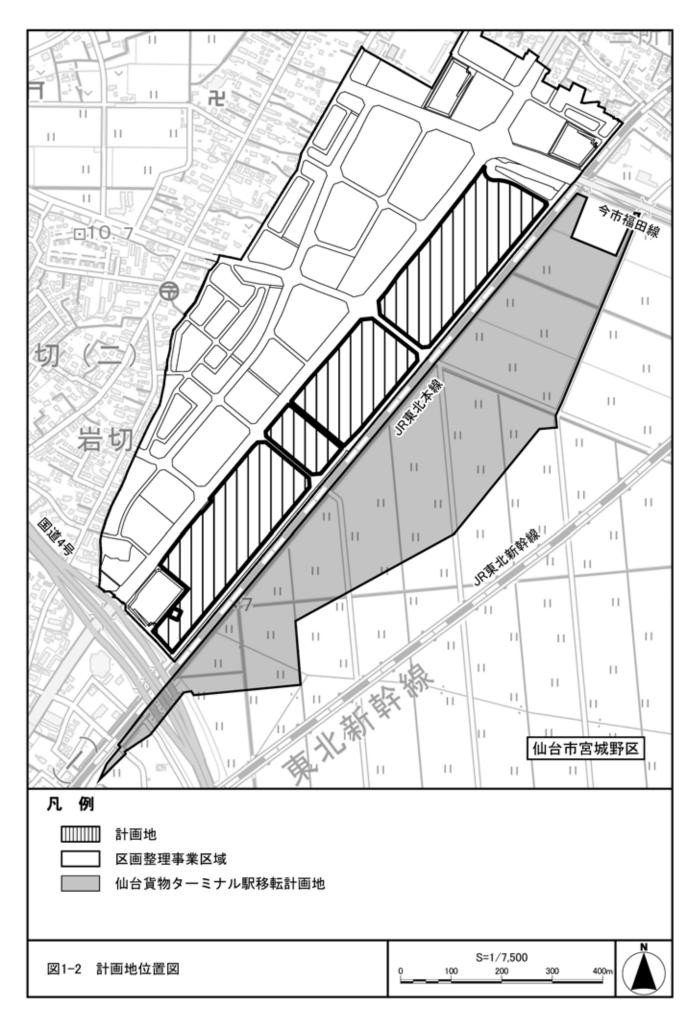
このような背景の中、本事業は、交通利便性を生かした物流拠点の形成に寄与することを目的とし、物流倉庫の建設を計画する。

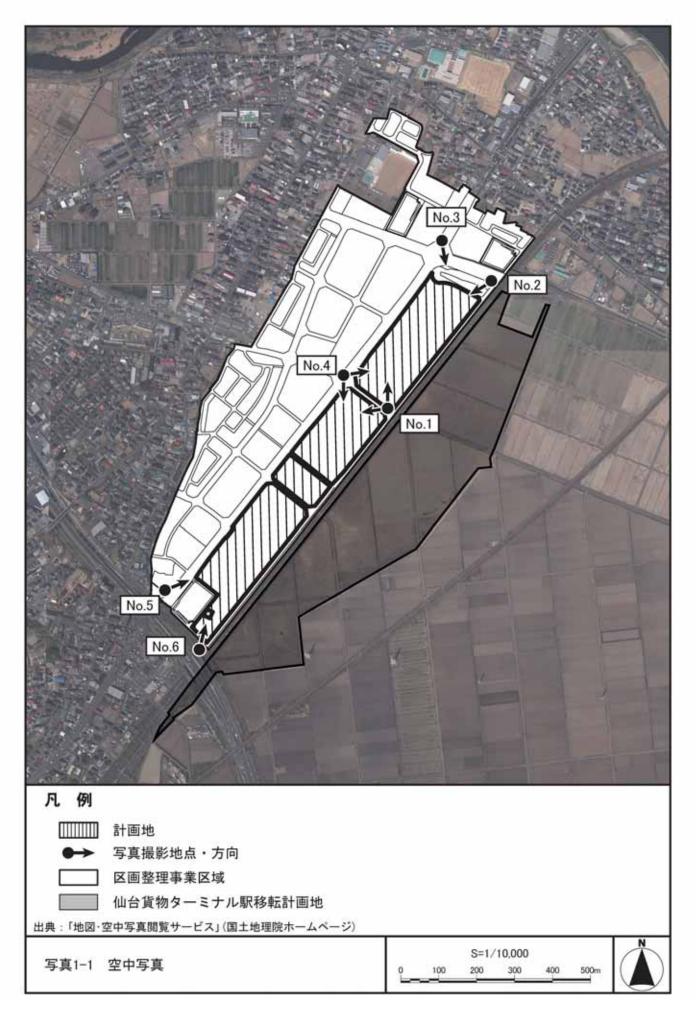
#### 1.3 事業実施の位置

計画地は、仙台市中心部から北東約6kmに位置し、東西約0.4km、南北約1.3kmの面積約51haの区画整理事業区域内東側の流通業務施設用地に位置しており、西側は仙台松島線に、東側は東日本旅客鉄道株式会社(以下、「JR」という。)東北本線に、南側は国道4号に、北側は県道今市福田線に面している。

計画地の位置は図1-1~2及び写真1-1に、周辺の状況は写真1-2に示すとおりである。









No.1 大井川踏切(西方向)



No.2 県道今市福田線(南西方向)



No.4 仙台松島線(東北東方向)



No.5 仙台松島線(北東方向)



No.1 大井川踏切(北方向)



No.3 今市東交差点(南東方向)



No.4 仙台松島線(南方向)



No.6 国道4号跨線橋(北方向)

令和5年8月25日撮影

写真1-2 計画地周辺の状況(No.1~6)

## 1.4 事業の内容

## 1.4.1 事業概要

本事業の概要は、表1-1に示すとおりである。

表1-1 本事業の概要

項目	45街区	46-1街区	46-2街区	47街区
事業名称	(仮称)岩切物流施設新築計画			
種類		大規模建築物	の建設の事業	
位置		仙台市宮城野区	岩切一丁目 外	
	約45,300㎡	約28,800㎡	約9,500㎡	約44,000㎡
方及とは日刊は		計 約1	27,600㎡	
¥ 延床面積	約90,600㎡	約57,600㎡	約19,000㎡	約88,000㎡
延/不固復		計 約2	55,200㎡	
建築面積	約25,000㎡	約15,800㎡	約4,800㎡	約20,800㎡
<b>建采</b> 国惧		計 約6	66,400 m²	
構造・高さ(階数)	FSRPC造 約29m (地上4階)	FSRPC造 約29m (地上4階)	FSRPC造 約29m (地上4階)	FSRPC造 約36m (地上5階)
建築物の主たる用途		倉庫業を	営む倉庫	
その他付帯して整備 する施設等の概要	駐車場(小型車89 台、大型車28台、 バース172台) 緑 地(約9,300㎡)	駐車場(小型車 135台、大型車28 台、バース88台) 緑地(約4,400㎡)	駐車場(小型車45 台、大型車2台、 バース16台) 緑 地(約950㎡)	駐車場(小型車 143台、大型車21 台、バース175 台)、緑地(約 11,000㎡)
工事予定期間	令和7年9月 ~ 令和9年3月	令和8年4月~ 令和9年9月	令和8年4月~ 令和9年9月	令和8年9月~ 令和10年4月
供用開始時期	令和9年4月	令和9年10月	令和9年10月	令和10年5月
環境影響評価を実施 することになった要件	「仙台市環境影響評価条例」(平成10年、仙台市条例第44号)第2条第3項第21号、「仙台市環境影響評価条例施行規則」(平成11年3月17日、仙台市規則第6号)第3条第1項のうち、大規模建築物の建設の事業(延面積 5万㎡以上)			

注) 街区番号は図1-3に対応する。

#### 1.4.2 事業工程

本事業の工程は、表1-2に示すとおり、令和7年7月末を目途に環境影響評価書(以降、「評価書」と言う。)を提出し、区画整理事業の土地収益開始される令和7年9月に47街区の建築工事に着手するのを皮切りに、45街区を令和8年9月最終着工とし、令和10年4月までの工事を予定している。令和9年4月頃に47街区が供用開始し、その後は、各街区とも工事終了後に順次供用開始する予定である。

また、近接事業の工事は、区画整理事業は令和8年8月まで、仙台貨物ターミナル駅移転計画は[令和7~8年度]まで予定されている。

令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和 10 年度 (2025年度) (2026年度) (2027年度) (2028年) 45 街区 環境影響評価 46 街区 47 街区 45 街区 本事業 建築工事 46 街区 47 街区 45 街区 供用 46 街区 47 街区 (令和2年5月 環境影響評価書提出) 区画整理事業 (平成29年10月 環境影響評価書提出) 仙台貨物ターミナル駅移転計画

表1-2 事業工程

工事期間は、「[令和7~8年度]まで」とされている。

出典: 仙台市岩切山崎今市東土地区画整理事業 事業計画変更資料(仙台市岩切山崎今市東土地区画整理組合)、「仙台貨物ターミナル駅移転計画に係る事業工程の変更について(令和3年度第6回仙台市環境影響評価審査会 資料3)」(日本貨物鉄道株式会社)

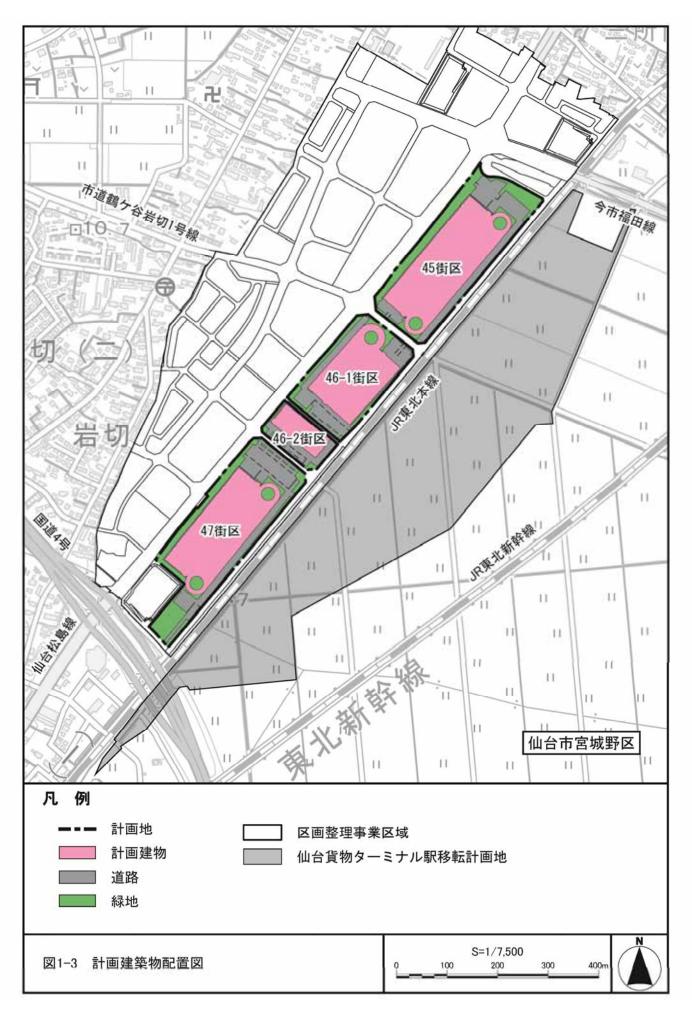
#### 1.4.3 施設配置計画

計画建築物の配置計画は、図 1-3 に示すとおり、大きく 4 ブロックに分かれており、各ブロックに 1 棟が配置される計画である。

主な施設は倉庫であり、棟内には事務所等を配置する計画である。

各棟の1階には従業員駐車場や緑地を配置する計画である。なお、給油施設や洗車施設は設置しない予定である。

計画建築物平面図は、図1-4~7に、断面図は図1-8(1)~(4)に示すとおりである。



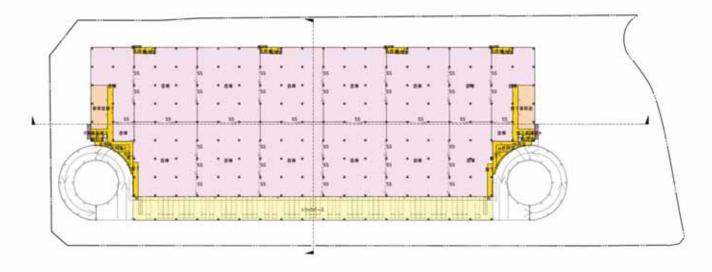


図1-4(1) 計画建築物平面図(45街区 1階)

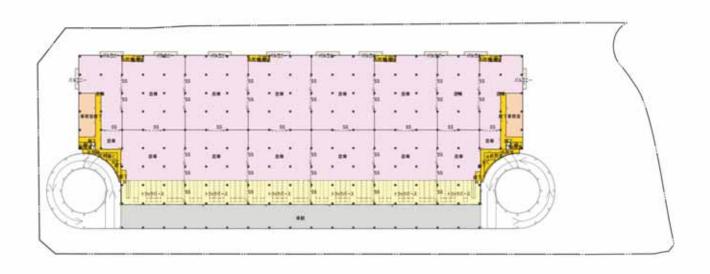


図1-4(2) 計画建築物平面図 (45街区 2~3階)

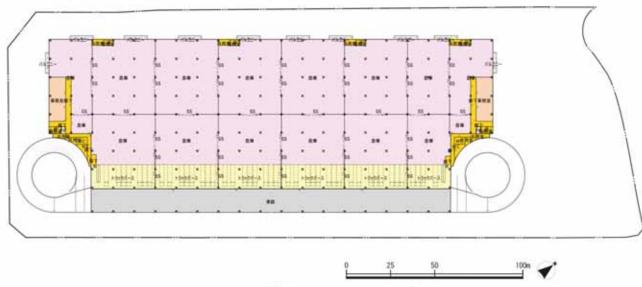


図1-4(3) 計画建築物平面図(45街区 4階)

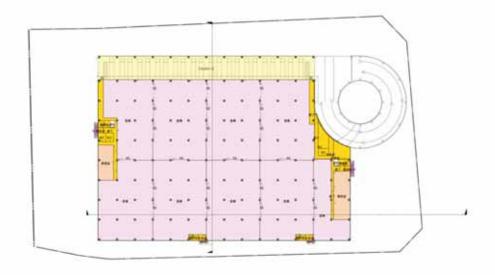


図1-5(1) 計画建築物平面図(46-1街区 1階)



図1-5(2) 計画建築物平面図 (46-1街区 2~3階)



図1-5(3) 計画建築物平面図(46-1街区 4階)

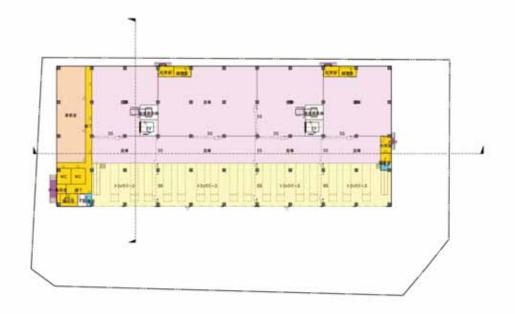


図1-6(1) 計画建築物平面図(46-2街区 1階)

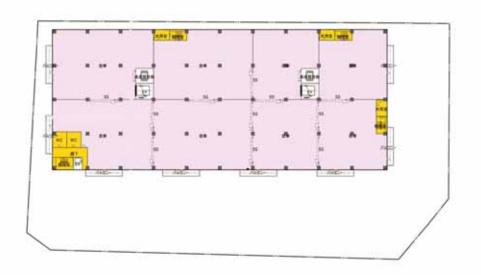


図1-6(2) 計画建築物平面図 (46-2街区 2~3階)

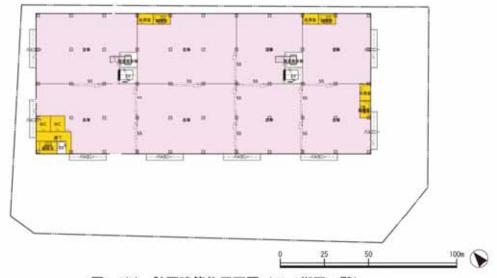


図1-6(3) 計画建築物平面図 (46-2街区 4階)

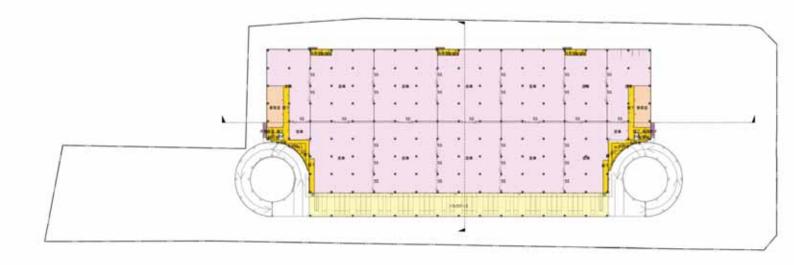


図1-7(1) 計画建築物平面図 (47街区 1階)

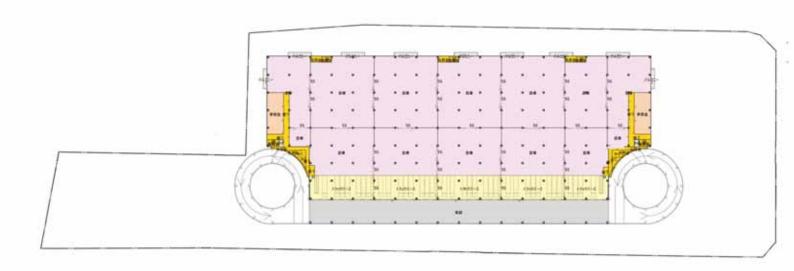


図1-7(2) 計画建築物平面図(47街区 2~4階)

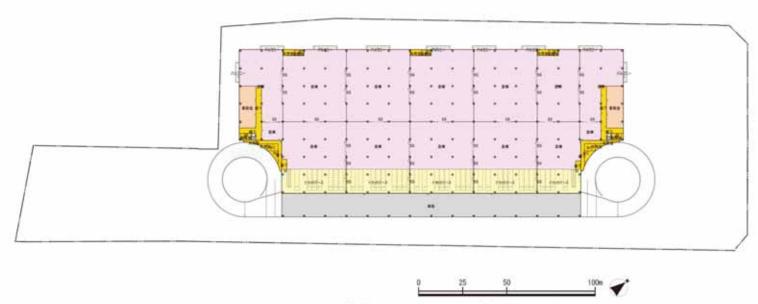
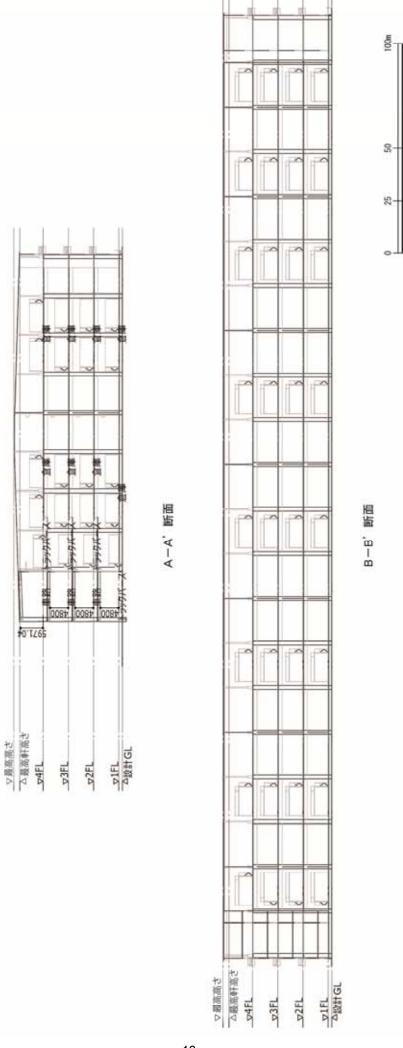


図1-7(3) 計画建築物平面図(47街区 5階)



œ,

B

14

ď

図1-8(1) 計画建築物断面図 (45街区)

13

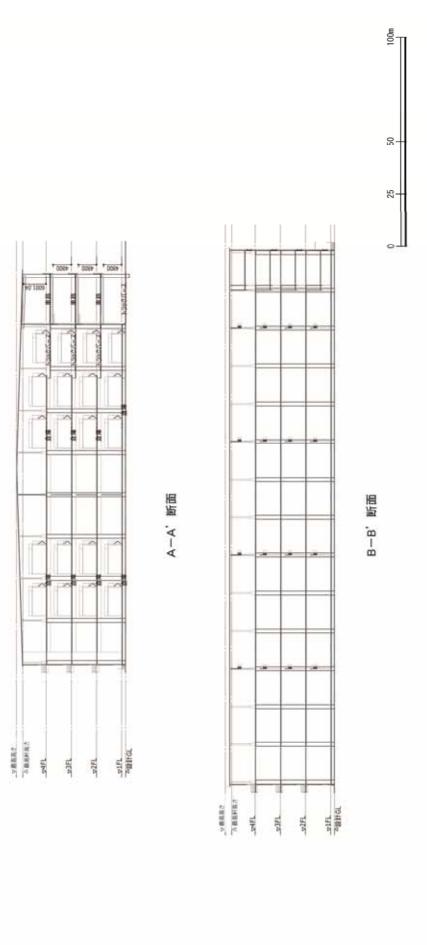


図1-8(2) 計画建築物断面図 (46-1街区)

'n

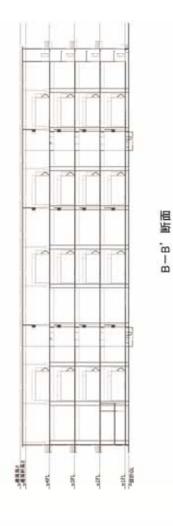
m

Y.

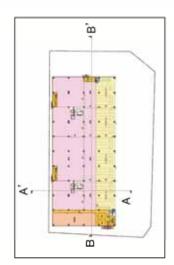


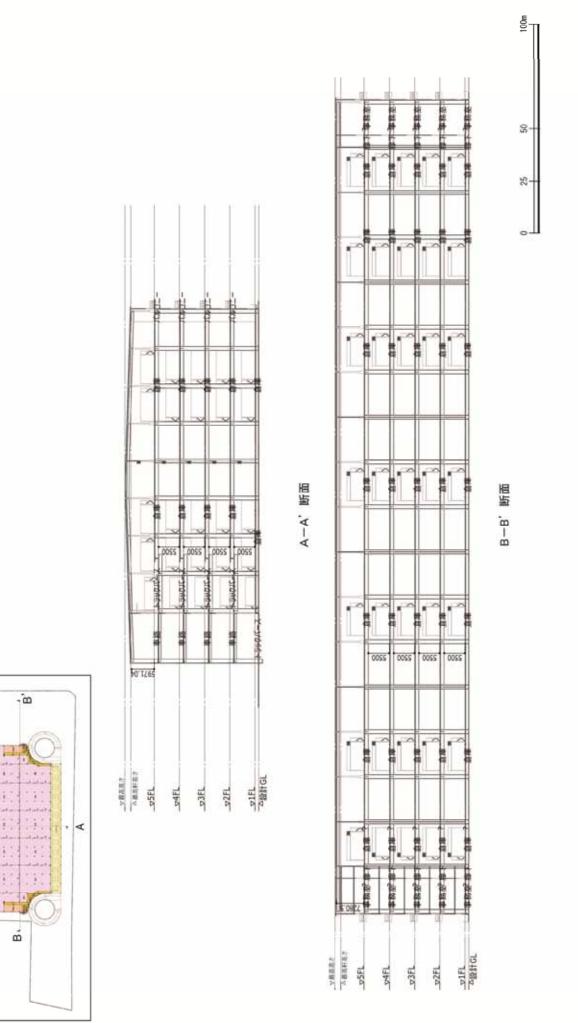


A-A'断面









Y

図1-8(4) 計画建築物断面図 (47街区)

16

#### 1.4.4 施設整備計画

#### (1)緑地計画

流通業務施設用地には、杜の都の環境をつくる条例(平成18年6月23日、仙台市条例第47号)に基づき、緑化率14%以上(約1.8ha)の緑地を確保する計画としている。また、区画整理事業の際に定めた地区計画に従い、流通業務施設用地内の仙台松島線沿道に約0.45haの連続する緑地帯を設けることや、壁面後退等により敷地内にオープンスペースを確保し、特に仙台松島線の接道部分にボリュームのある緑を配置させることにより、これまでの田園風景に代わる「見るみどり」がまちの輪郭を意識させる景観を形成する。

#### (2)排水計画

雨水排水は、区画整理事業で整備された雨水排水管に接続させ、調整池に貯留した後、北側は 岩切雨水幹線及び水車堀を経由して梅田川へ、南側は高野川から梅田川へ放流される。

汚水排水は、汚水排水管を整備し、公共下水管に接続させる計画である。

#### (3)供給計画

水道・電気・電話・ガス等は、関係機関との調整を図り、需要に応じて供給を受ける計画である。

#### 1.4.5 交通計画

供用時における本事業の関連車両の主要な走行ルートは、図1-9に示すとおりであり、仙台松島線側には出入り口を設けず、計画地東側のJR東北本線沿いの区画整理事業区域内の区画道路から、市道岩切山崎1号線を経由して南北に延びる仙台松島線に流入させ、南北に分散させる計画である。

仙台貨物ターミナル駅移転計画により踏切が廃止されることから、計画地から東側へは直接 の通行はできなくなる予定である。そのため、東側へは計画地北側の今市東交差点を右折して 県道今市福田線に流入する。また、計画地南側の仙台松島線と国道4号との交差点において、 東西に分散する。

なお、現状において慢性的に仙台松島線が渋滞していることから、区画整理事業において関係機関との協議を踏まえ当該道路の拡幅や今市東交差点の改良等の対策が行われる計画である。

本事業においては、交通環境に更なる負荷をかけないよう運行計画に配慮するよう進出企業に要請する。



#### 1.4.6 工事計画

計画地は、区画整理事業区域内東側の流通業務施設用地に位置し、現況は区画整理事業において成形された平坦な更地であり、本事業による大規模な造成は計画していない。

工事は、基礎工事、建築工事、設備工事が想定されるが、地下階を計画していないことから 基礎工事の掘削は深くない予定である。なお、今後の地盤調査を踏まえて、基礎杭が必要にな る場合が考えられるが、適切な工法を計画する予定である。

工事用車両の主な走行ルートは、幹線道路を走行する関連車両ルートと同じルートを予定している(図1-9参照)。ただし、工事中に限り、計画地東側のJR東北本線沿いの区画整理事業区域内の区画道路から、市道岩切山崎1号線を経由し、市道鶴ケ谷岩切1号線を走行するルートを一時的に利用することも想定される。

工事中の雨水排水は、仮設沈砂池を設け、計画地内で処理を行った後、公共下水道へ排水する計画である。

#### 1.5 環境の保全・創造等に係る方針

計画地は、「杜の都環境プラン」(仙台市環境基本計画)に示されている東部田園地域に位置していることから、同プランに示す土地利用に対する配慮事項を考慮しつつ、本事業の実施による影響を最小限に留めるように努める。

事前調査結果及び現時点での事業計画を踏まえ、事業の実施にあたっての環境への配慮事項 を以下に整理する。

#### 1.5.1 大気質、騒音・振動

#### (1) 工事中(資材等の運搬)

- ・資材運搬等の車両の搬出入が一時的に集中しないよう、工程の平準化に努める。
- ・排出ガス対策型の資材運搬等の車両の採用に努める。
- ・資材運搬等の車両の運転者へは、不要なアイドリングや空ぶかし、過積載や急加速等の 高負荷運転をしないよう、指導・教育を徹底する。
- ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・土砂等の運搬時には、必要に応じて車両の荷台等をシートで被覆する。

#### (2) 工事中(重機の稼働)

- ・重機の稼働が一時的に集中しないよう、工程の平準化に努める。
- ・可能な限り最新の排出ガス対策型、低騒音の建設機械、工法の採用に努める。
- ・重機等の運転者へは、不要なアイドリングや空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転 をしないよう、指導・教育を徹底する。
- ・建設機械の整備、点検を徹底する。

#### (3) 工事中(切土・盛土・発破・掘削等)

- ・計画地内の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。
- ・土砂等の運搬時には、必要に応じて車両の荷台等をシートで被覆する。

- (4) 供用時(施設の稼働)
  - ・設備機器は、可能な限り低騒音型の機器を採用する。
  - ・異音等の発生がないよう、設備機器の整備、点検を実施するよう進出企業に要請する。
- (5) 供用時(資材・製品・人等の運搬・輸送)
  - ・関連車両のアイドリングストップを進出企業に要請する。
  - ・関連車両の整備、点検を徹底させるよう進出企業に要請する。

#### 1.5.2 水質

- (1) 工事中(切土・盛土・発破・掘削等)
  - ・敷地内に仮設沈砂池を設置し、工事排水を一時貯留して、上澄み水を公共下水道に排水 する。
  - ・コンクリート製品はできる限り二次製品を使用する。

#### 1.5.3 水象

- (1) 存在(工作物等の出現)
  - ・地層の不連続性や地下水の流動による影響等、何らかの特別な理由で地下水位への影響 が生じた場合は、関係機関との協議を踏まえ、適切な対策を講じる。

#### 1.5.4 電波障害、日照阻害

- (1) 存在(工作物等の出現)
  - ・周辺環境に対して電波障害、日照阻害等が生じないよう、建築物の配置や高さに配慮す る。

#### 1.5.5 植物

- (1) 存在 (その他)
  - ・建築物の周囲に必要な緑化面積を確保し、適切な維持管理が図られるよう検討する。

#### 1.5.6 動物

- (1) 工事中(資材等の運搬、重機の稼働、切土・盛土・発破・掘削等、建築物等の建築)
  - ・重機の稼働が一時的に集中しないよう、工程の平準化に努める。
  - ・可能な限り最新の排出ガス対策型、低騒音の建設機械、工法の採用に努める。

#### (2) 存在(工作物等の出現)

・不要な照明の早期消灯や昆虫類の誘因性が低いLED灯の設置等により、夜行性動物、走光性昆虫の行動及び生態系の攪乱を抑制する。

#### 1.5.7 生態系

- (1) 工事中(資材等の運搬、重機の稼働、切土・盛土・発破・掘削等、建築物等の建築)
  - ・重機の稼働が一時的に集中しないよう、工程の平準化に努める。
  - ・可能な限り最新の排出ガス対策型、低騒音の建設機械、工法の採用に努める。

#### (2) 存在(工作物等の出現)

・緑化にあたっては、地域に由来する在来種を使用する等、生態系の確保に向けた配慮を 検討する。

#### 1.5.8 景観

- (1) 存在(工作物等の出現)
  - ・周辺既存市街地との調和や環境に配慮した配色を採用する。
  - ・計画地周辺に設置する緑地帯は景観に配慮したものとする。

#### 1.5.9 自然との触れ合いの場

- (1) 工事中(資材等の運搬)
  - ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中する等、自然との触れ合いの場のアクセ スに影響を与えないよう、計画的な運行管理に努める。
- (2) 供用時(資材・製品・人等の運搬・輸送)
  - ・関連車両による搬出入が一時的に集中する等、自然との触れ合いの場のアクセスに影響 を与えないよう、計画的な運行管理に努めるよう進出企業に要請する。

#### 1.5.10 文化財

- (1) 工事中(切土・盛土・発破・掘削等)
  - ・試掘調査は区画整理事業において実施済みであり、今後の対応については関係機関と協 議し、必要に応じて適切な対応を行う。

#### 1.5.11 廃棄物等

- (1) 工事中(建築物等の建築)
  - ・建設廃棄物の減量化に努め適正に処理を行う。
  - ・建設廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。
- (2) 工事中(切土・盛土・発破・掘削等)
  - ・発生した残土は、区画整理事業の工事区域にてできるだけ再利用を図る。

#### (3) 供用時(施設の稼働)

・施設の稼働に伴い生じる廃棄物は、減量・分別・再利用を徹底し、関係法令に則り適切 に処理を行うよう進出企業に要請する。

#### 1.5.12 温室効果ガス等

#### (1) 工事中(資材等の運搬)

- ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、工程の平準化に努める。
- ・資材運搬等の車両の運転者へは、不要なアイドリングや空ぶかし、過積載や急加速等の 高負荷運転をしないよう、指導・教育を徹底する。
- ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。

#### (2) 工事中(重機の稼働)

- ・重機の稼働が一時的に集中しないよう、工程の平準化に努める。
- ・可能な限り最新の排出ガス対策型、低騒音の建設機械、工法の採用に努める。
- ・重機等の運転者へは、不要なアイドリングや空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転 をしないよう、指導・教育を徹底する。
- ・建設機械の整備、点検を徹底する。

## (3) 工事中(建築物等の建築)

・工事中における型枠は計画的に転用する等、熱帯材使用についての環境配慮に努める。

#### (4) 供用時(施設の稼働)

- ・地球温暖化対策推進法等の気候変動・エネルギー関連法令に準拠し、事業で使用するエネルギー使用量の削減に努めるよう進出企業に要請する。
- ・計画建築物の屋上に太陽光パネルを設置することにより、再生可能エネルギーを導入し、 ZEB Ready 以上の認証を目指す。

ZEB Ready(ゼブ レディ)とは、ZEB(年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物)を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物のこと。

#### (5) 供用時(資材・製品・人等の運搬・輸送)

- ・関連車両のアイドリングストップを進出企業に要請する。
- ・関連車両の整備、点検を進出企業に要請する。

2. 関係地域の範囲

#### 2. 関係地域の範囲

関係地域の範囲は、「4. 環境影響評価の項目の選定」(p.205参照)に示す環境影響評価項目として選定する項目のうち、最も広い範囲に影響が及ぶと考えられる景観の予測範囲(約1,500m)を参考に、事業予定区域から1,500mと設定した。各選定項目の調査・予測範囲は、表2-1に示すとおりである。なお、多賀城市域及び利府町域は、本事業による景観への影響がないと考えられることから、関係地域からは除外した。

関係地域の範囲及び該当する町丁名は、表2-2及び図2-1に示すとおりである。

表2-1 調査・予測範囲等の考え方

項目	調査・予測範囲等の考え方	敷地境界 からの距離
大気質	本事業による大気質への影響が想定される地域とし、工事中の重機の 稼働及び工事用車両の走行、供用後の関連車両の走行による排出ガスの 影響が考えられる範囲とする。	約500m
騒音・振動	本事業による騒音・振動の影響が想定される地域とし、工事中の重機 の稼働及び工事用車両の走行、供用後の関連車両の走行による騒音・振 動の影響が考えられる範囲とする。	約200m
電波障害	本事業による電波障害への影響が考えられる範囲とする。	約1,500m
日照阻害	本事業による日照阻害への影響が考えられる範囲とする。	約100m
景観	本事業による景観への影響が考えられる範囲とする。	約1,500m
廃棄物等 (廃棄物)	本事業により計画地からの廃棄物等の発生が考えられる地域とする。	計画地内
温室効果ガス等	本事業により計画地からの温室効果ガス等の発生が考えられる地域とする。	計画地内

表2-2 関係地域

市区町名	町丁目名
仙台市宮城野区	岩切、岩切一丁目、岩切二丁目、岩切三丁目、岩切分台三丁目、田子、田子西一丁目、小鶴、小鶴一丁目、小鶴二丁目、小鶴三丁目、新田東一丁目、新田東二丁目、新田東三丁目、新田東四丁目、新田東五丁目、新田三丁目、東仙台一丁目、燕沢、燕沢東一丁目、燕沢東二丁目、燕沢東三丁目、燕沢一丁目、燕沢二丁目、燕沢三丁目、鶴ヶ谷東一丁目、鶴ヶ谷東四丁目、鶴ヶ谷六丁目、鶴ヶ谷七丁目、鶴ヶ谷



3.地域の概況

## 3. 地域の概況

地域概況を整理する調査範囲(以下、「調査範囲」という。)は、「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル」(平成31年1月、仙台市)に示されている概況調査範囲(計画地を中心として概ね10km四方の範囲)及び事業の実施に伴う大気質、植物、動物、景観等への影響範囲(表2-1参照)を考慮し、図3-1に示す計画地を中心とする8km四方の範囲とした。

なお、苦情の状況や社会的状況等の統計情報等については、前述の調査範囲を含めた仙台市、 多賀城市及び利府町全域に対象を広げ、発生源の状況等については、大気環境や水環境等の影響範囲を踏まえ、図2-1に示した関係地域の範囲内で整理した。



### 3.1 自然的状况等

### 3.1.1 大気環境

## (1)気象

計画地の最寄りの気象観測所として、図3-2に示すとおり、仙台管区気象台(仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎)がある。仙台管区気象台における観測結果は、表3-1~2に示すとおりである。

## 1) 気温の状況

平成25~令和4年の10年間の平均気温は13.4 $^{\circ}$ 、月平均日最高気温の最高値は29.2 $^{\circ}$ 、月平均日最低気温の最低値は $^{-1}$ .4 $^{\circ}$ である。令和4年の平均気温は13.5 $^{\circ}$ 、月平均日最高気温の最高値は29.4 $^{\circ}$ 、月平均日最低気温の最低値は $^{-1}$ .4 $^{\circ}$ である。

### 2) 降水量の状況

平成25~令和4年の10年間の平均年間降水量は1,262.8mm、令和4年の年間降水量は1,224.5mmである。平成25~令和4年の10年間では9月の降水量が最も多いが、令和4年は7月の降水量が最も多い。

### 3) 日照の状況

平成25~令和4年の10年間の平均年間日照時間は1,965.7時間、令和4年の年間日照時間は1,951.9時間である。平成25~令和4年の10年間では5月の日照時間が最も長いが、令和4年は4月の日照時間が最も多い。

## 4) 風向・風速の状況

平成25~令和4年の10年間の年間平均風速は3.1m/秒、最多風向は北北西である。令和4年の平均風速は3.0m/秒、最多風向は北北西であり、月別の最多風向は、5~9月は南東や南南東、その他の月は北北西や西北西である。

表3-1 気象の状況(仙台管区気象台:平成25~令和4年)

項目*		気温(℃)		降水量	日照時間	平均風速	
		平均		呼水里 (mm)	(時間)	中均風速 (m/秒)	最多風向
月	日平均	日最高	日最低	(IIIII)	(4.1 [41)	(111/ 1/9/)	
1月	2.0	5.6	-1.4	39.5	155.5	3.4	北北西
2月	2.6	6.7	-1.0	33.6	157.8	3.5	西北西
3月	6.6	11.3	2.3	92.2	186.9	3.6	北北西
4月	11.0	16.0	6.7	100.0	205.2	3.5	北北西
5月	16.7	21.7	12.5	96.8	221.6	3.1	南東
6月	19.7	23.9	16.7	128.4	162.1	2.9	南東
7月	23.5	27.3	20.8	159.4	130.8	2.5	南東
8月	25.2	29.2	22.4	152.7	155.5	2.7	南東
9月	21.7	25.6	18.4	192.1	140.9	2.9	北北西
10月	16.0	20.1	12.2	181.2	151.5	3.1	北北西
11月	10.0	14.4	6.1	43.2	151.4	3.0	北北西
12月	4.4	8.3	1.0	39.4	142.3	3.1	北北西
年間	13.4	17.6	9.8	1,262.8	1,965.7	3.1	北北西

※ 各測定項目の月ごとの値は、以下の内容を示す。また、「年間」は10年間の年間値の平均値を示す。

気温 : 月ごとの平均気温・最高(低)気温の10年間における平均値

降水量 : 月ごとの総降水量の10年間における平均値 日照時間:月ごとの総日照時間の10年間における平均値 平均風速:月ごとの平均風速の10年間におけるの平均値 最多風向:月ごとの最多風向の10年間における最多風向 出典:「過去の気象データ検索」(令和5年8月閲覧、気象庁ホームページ)

表3-2 気象の状況(仙台管区気象台:令和4年)

項目		気温 (℃)		降水量	日照時間	平均風速	
月	日平均	平均 日最高	日最低	(mm)	(時間)	(m/秒)	最多風向
1月	1.7	5.4	-1.4	16.0	179.8	3.4	西北西
2月	1.9	5.9	-1.3	26.0	152.2	3.3	西北西
3月	6.4	11.3	2.1	71.5	198.7	3.4	北北西
4月	11.8	17.4	6.7	94.0	221.8	3.1	北北西
5月	16.5	21.4	12.3	91.5	219.3	3.0	南東
6月	20.2	24.5	16.8	175.5	162.3	2.7	南東
7月	24.9	28.7	22.1	356.0	141.9	2.5	南東
8月	25.1	29.4	22.0	144.0	113.1	2.4	南東
9月	22.2	26.2	19.1	114.5	124.1	2.8	南南東
10月	15.5	20.0	11.7	40.5	151.1	2.9	北北西
11月	11.9	16.6	7.4	68.5	163.8	3.0	北北西
12月	4.2	7.9	0.8	26.5	123.8	3.0	北北西
年間	13.5	17.9	9.9	1,224.5	1,951.9	3.0	北北西

出典:「過去の気象データ検索」(令和5年8月閲覧、気象庁ホームページ)



# (2)大気質

# 1) 大気汚染の状況

大気汚染常時監視測定局として、一般環境大気測定局が6局(福室、岩切、鶴谷、榴岡、中野、利府)、自動車排出ガス測定局が1局(苦竹)設置されている。大気汚染常時監視測定局の位置は図3-3に、各測定局の令和3年度における主要な測定項目等は表3-3に示すとおりである。

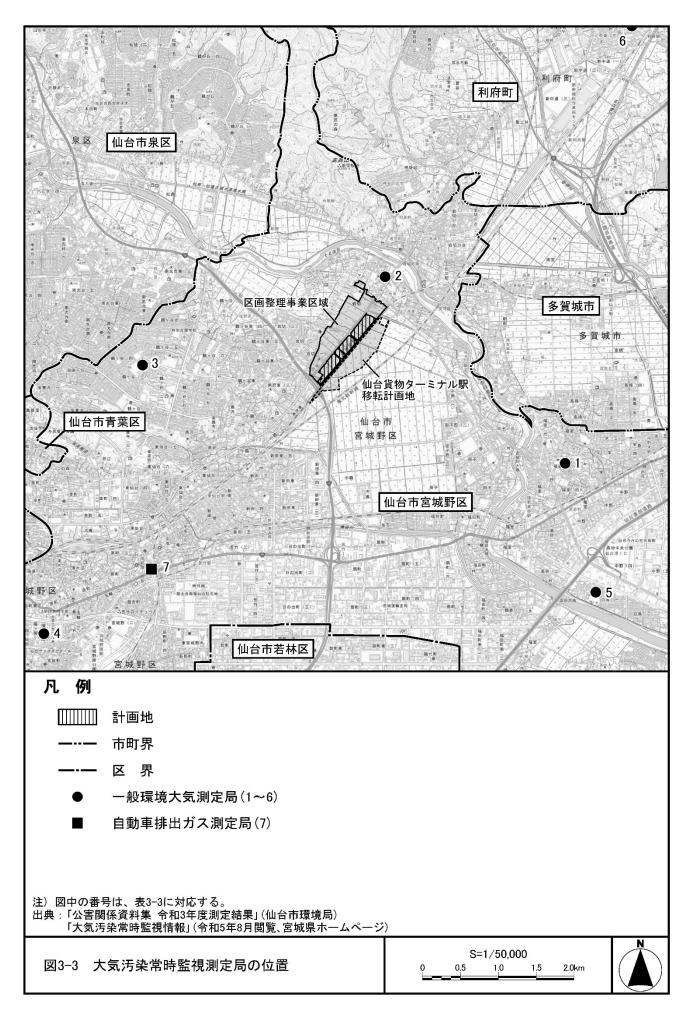
表3-3 大気汚染常時監視測定局測定項目

地点 No.	測定局		市町名	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊 粒子状物質	光化学 オキシダント	微小 粒子状物質
1		福室		0	0	0	0	0
2		岩切		_	_	0	0	0
3	一般環境大気	鶴谷	仙台市	_	0	0	0	_
4	一放圾児八风	榴岡		0	0	0	0	0
5		中野		0	0	0	0	0
6		利府	利府町	_	0	0	0	_
7	自動車排出ガス	苦竹	仙台市	0	0	0	_	0

注) 地点No.は、図3-3に対応する。

出典: 「公害関係資料集 令和3年度測定結果」(仙台市環境局)

「令和4年版 宮城県環境白書(資料編)」(令和5年1月、宮城県)



# ア. 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

令和3年度における測定結果は表3-4に、平成29~令和3年度における年平均値及び日平均値の2%除外値の経年変化は表3-5に示すとおりである。

令和3年度における1時間値の最高値は、福室測定局で0.004ppm、榴岡測定局で0.008ppm、中野測定局で0.015ppm、苦竹測定局で0.008ppm、日平均値の2%除外値は、福室測定局、榴岡測定局、中野測定局、苦竹測定局ともに0.001ppmであり、短期的評価及び長期的評価ともに環境基準を達成している。

経年変化は、有効測定値でみると、福室測定局、榴岡測定局、中野測定局、苦竹測定局 とも年平均値及び日平均値の2%除外値は、概ね横ばいで推移している。

						9	<b>逗期的評価</b>			長期的評価	б
測定	活局	用途地域	有効 測定 日数 (日)	定   年平   定   時間   均値   数   (時間)   (ppm		1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数 とその割合 (時間(%))	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 とその割合 (日(%))	1時間値 の 最高値 (ppm)	日平均 値の2% 除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上 連続したこと の有無 (有×・無○)	環境基準の 長期的評価に よる日平均値 が0.04ppmを 超えた日数 (日)
	福室	一住	353	8,478	0.000	0(0.0)	0(0.0)	0.004	0.001	0	0
一般環境 大気	榴岡	商業	333	8,262	0.000	0(0.0)	0(0.0)	0.008	0.001	0	0
	中野	一住	336	8,287	0.000	0(0.0)	0(0.0)	0.015	0.001	0	0
自動車 排出ガス	苦竹	商業	358	8,595	0.000	0(0.0)	0(0.0)	0.008	0.001	0	0

表3-4 二酸化硫黄測定結果(令和3年度)

出典:「公害関係資料集 令和3年度測定結果」(仙台市環境局)

表3-5 二酸化硫黄経年变化(平成29~令和3年度)

単位:ppm

測定	局	年度 項目	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
	万字	年平均値	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	福室	日平均値の2%除外値	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
一般環境	榴岡	年平均値	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
大気	作田(山)	日平均値の2%除外値	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001
	中野	年平均値	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000
	中到	日平均値の2%除外値	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
自動車	苦竹	年平均値	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
排出ガス	511	日平均値の2%除外値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

注) 環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

出典:「公害関係資料集 令和3年度測定結果」(仙台市環境局)

注)環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

<sup>・</sup>短期的評価:1時間値の日平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価する。

<sup>・</sup>長期的評価:1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、日平均値につき 環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。

#### イ. 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

令和3年度における測定結果は表3-6に、平成29~令和3年度における年平均値及び日平均値の年間98%値の経年変化は表3-7に示すとおりである。

令和3年度における1日平均値の年間98%値は0.014~0.022ppmであり、全ての測定局で環境基準の長期的評価を達成している。また、仙台市内の5局(福室、鶴谷、榴岡、中野、苦竹)については、仙台市環境基本計画(令和3年3月、仙台市)の定量目標値も達成している。

経年変化は、有効測定値でみると、すべての測定局において、年平均値及び日平均値の 年間98%値とも微増減はあるものの、5年間を通してみると減少している。

日平均値が 1時間値が 98%値評価 日平均値が 1時間値が 日平均値 有効 0.1ppm以上 0.04ppm以上 による 年平 1時間値 測定 0.2ppmを 0.06ppmを 用途 測定 0.2ppm以下 0.06ppm以下 の年間 日平均値が 測定局 時間 均值 の最高値 超えた時間数 超えた日数 地域 98%値 日数 の時間数 の日数と 0.06ppmを とその割合 (時間) とその割合 (mag) (mag) とその割合 (日) その割合 (ppm) 超えた日数 (時間(%)) (目(%)) (時間(%)) (日(%)) (日) 一住 福室 354 8,560 0.007 0.049 0(0.0)0(0.0)0(0.0)0(0.0)0.018 0 -低層 鶴谷 343 8,414 0.006 0.045 0(0.0)0(0.0)0(0.0)0(0.0)0.0150 -般環境 榴岡 商業 361 8,635 0.007 0.045 0(0.0)0(0.0)0(0.0)0(0.0)0.018 0 大気 一住 中野 355 8.571 0.009 0.056 0(0.0)0(0.0)0(0.0)0(0.0)0.021 0 利府 一住 62 1,513 (0.006)(0.032)(0(0.0))(0(0.0))(0(0.0))(0(0.0))(0.014)0 自動車 苦竹 0.010 0(0.0)0(0.0)商業 359 8,615 0.046 0(0, 0)0(0, 0)0.022 0

表3-6 二酸化窒素測定結果(令和3年度)

排出ガス

出典:「公害関係資料集 令和3年度測定結果」(仙台市環境局)

「令和4年版 宮城県環境白書(資料編)」(令和5年1月、宮城県)

表3-7 二酸化窒素経年变化(平成29~令和3年度)

単位:ppm

測知	<b></b> 定局	年度 項目	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
	福室	年平均値	0.009	0.009	0.008	0.008	0.007
	伸至	日平均値の年間98%値	0.022	0.021	0.020	0.021	0.018
	鶴谷	年平均値	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006
	鹤台	日平均値の年間98%値	0.020	0.018	0.018	0.019	0.015
一般環境	榴岡	年平均値	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007
大気	作田(四)	日平均値の年間98%値	0.022	0.020	0.020	0.021	0.018
	中野	年平均値	0.012	0.011	0.008	0.010	0.009
	中野	日平均値の年間98%値	0.035	0.024	0.021	0.023	0.021
	利府	年平均値	0.009	0.008	0.007	0.007	_注3)
	小小灯	日平均値の年間98%値	0.022	0.020	0.019	0.018	_注3)
自動車	苦竹	年平均値	0.014	0.013	0.012	0.011	0.010
排出ガス	<u> Б.1,1</u>	日平均値の年間98%値	0.027	0.025	0.026	0.026	0.022

注1) 環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

出典:「公害関係資料集 令和3年度測定結果」(仙台市環境局)

「令和4年版 宮城県環境白書(資料編)」(令和5年1月、宮城県)

注1) 環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

<sup>・</sup>長期的評価:1日平均値の年間98%値を環境基準と比較して評価する。

注2) 仙台市環境基本計画の定量目標値:日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。

注3) 利府測定局の()内の数値は、有効測定時間未満の測定値である。

注2) 仙台市環境基本計画の定量目標値:日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。

注3) 年間測定期間が250日(6,00時間)に満たないため評価判定の対象外。

## ウ. 浮遊粒子状物質 (SPM)

令和3年度における測定結果は表3-8に、平成29年~令和3年度における年平均値及び日平均値の2%除外値の経年変化は表3-9に示すとおりである。

令和3年度における1時間値の最高値は、 $0.065\sim0.106$  ㎡であり、いずれの測定局においても1時間値が0.20mg/㎡を超えた時間数はなく、また、日平均値が0.10mg/㎡を超えた日もなかったことから、短期的評価及び長期的評価とも環境基準を達成している。

経年変化は、有効測定値でみると、すべての測定局において、年平均値及び日平均値の 2%除外値とも微増源はあるものの、5年間を通してみると減少している。

表3-8 浮遊粒子状物質測定結果(令和3年度)

							短期的評価			長期的評価	î
測定	局	用途地域	有効 測定 日数 (日)	測定 時間 (時間)	年平均値 (mg/㎡)	1時間値が 0.20mg/㎡を 超えた時間数 とその割合 (時間(%))	日平均値が 0.10mg/㎡を 超えた日数 とその割合 (日(%))	1時間値 の 最高値 (mg/m³)	日平均 値の2% 除外値 (mg/㎡)	日平均値が 0.10mg/㎡を 超えた日が 2日以上 連続したこと の有無 (有×・無○)	環境基準の 長期的評価に よる日平均値 が0.10mg/㎡を 超えた日数 (日)
	福室	一住	308	7,414	0.009	0(0.0)	0(0.0)	0.078	0.025	0	0
	岩切	一住	363	8,708	0.011	0(0.0)	0(0.0)	0.086	0.027	0	0
一般環境	鶴谷	一低層	360	8,669	0.010	0(0.0)	0(0.0)	0.065	0.023	0	0
大気	榴岡	商業	363	8,702	0.011	0(0.0)	0(0.0)	0.106	0.029	0	0
	中野	一住	363	8,697	0.011	0(0.0)	0(0.0)	0.086	0.028	0	0
	利府	一住	63	1,516	(0.015)	(0(0.0))	(0(0.0))	(0.081)	(0.031)	0	_
自動車 排出ガス	苦竹	商業	356	8,585	0.012	0(0.0)	0(0.0)	0.093	0.028	0	0

- 注1) 環境基準:1時間値の1日平均値が0.10mg/m以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m以下であること。
  - ・短期的評価:1時間値の日平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価する。
  - ・長期的評価:1日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であること。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、日平均値に つき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。
- 注2) 利府測定局の()内の数値は、有効測定時間未満の測定値である。

出典:「公害関係資料集 令和3年度測定結果」(仙台市環境局)

「令和4年版 宮城県環境白書(資料編)」(令和5年1月、宮城県)

表3-9 浮遊粒子状物質経年変化(平成29~令和3年度)

単位:mg/m³

測知	2局	年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
N DAI		項目	1 /3/220	1 /3/200	13 7 11 7 11	13 71 H Z	13 / 140
	福室	年平均値	0.012	0.012	0.011	0.011	0.009
	伸玉	日平均値の2%除外値	0.032	0.035	0.038	0.031	0.025
	出知	年平均値	0.014	0.015	0.013	0.012	0.011
	岩切	日平均値の2%除外値	0.034	0.040	0.045	0.032	0.027
	鶴谷	年平均値	0.014	0.015	0.013	0.011	0.010
一般環境	悔行	日平均値の2%除外値	0.034	0.038	0.037	0.030	0.023
大気	榴岡	年平均値	0.013	0.014	0.012	0.013	0.011
		日平均値の2%除外値	0.034	0.039	0.043	0.033	0.029
	中野	年平均値	0.016	0.016	0.013	0.013	0.011
	中野	日平均値の2%除外値	0.036	0.053	0.040	0.031	0.028
	到疗	年平均値	0.013	0.015	0.016	0.020	_注3)
	利府	日平均値の2%除外値	0.031	0.036	0.043	0.040	_注3)
自動車	±.//r	年平均値	0.018	0.019	0.015	0.014	0.012
排出ガス	苦竹	日平均値の2%除外値	0.044	0.048	0.042	0.037	0.028

注1) 環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

出典:「公害関係資料集 令和3年度測定結果」(仙台市環境局)

「令和4年版 宮城県環境白書(資料編)」(令和5年1月、宮城県)

### エ. 光化学オキシダント (Ox)

令和3年度における測定結果は表3-10に、平成29年~令和3年度における昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間数の経年変化は表3-11に示すとおりである。

令和3年度において、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間数は、2~21日及び  $12\sim76$ 時間であった。また、昼間の1時間値の最高値は $0.071\sim0.074$ ppmであり、いずれの 測定局においても環境基準を達成していない。

昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数の経年変化は、鶴谷測定局、榴岡測定局、中野測 定局が平成29年度に最も多く、岩切測定局及び利府測定局が平成30年度に最も多い。福室 測定局は、平成30年度及び令和元年度に多くなっている。

注2) 仙台市環境基本計画の定量目標値:日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。

注3) 年間測定期間が250日(6000時間)に満たないため評価判定の対象外。

表3-10 光化学オキシダント測定結果(令和3年度)

測定局		用途地域	昼間 担 日 (日)	昼間 測定 時間 (時間)	昼間1時間値 の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値 が0.06ppmを 超えた日数 と時間数 (日(時間))	昼間の1時間値 が0.12ppmを 超えた日数 と時間数 (日(時間))	昼間の 1時間値の 最高値 (ppm)	昼間の 日最高1時間値 の平均値 (ppm)
	福室	一住	365	5,424	0.034	20(68)	0(0)	0.072	0.044
	岩切	一住	365	5,418	0.033	14(56)	0(0)	0.074	0.043
一般環境	鶴谷	一低層	365	5,420	0.034	12(47)	0(0)	0.072	0.043
大気	榴岡	商業	365	5,410	0.035	15(76)	0(0)	0.074	0.044
	中野	一住	365	5,412	0.033	21(68)	0(0)	0.072	0.044
	利府	一住	65	946	0.042	2(12)	0(0)	0.071	0.050

注1) 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。

注2) 環境基準:1時間値が0.06ppm以下であること。

・短期的評価:各1時間値を環境基準と比較して評価する。 出典:「公害関係資料集 令和3年度測定結果」(仙台市環境局)

「令和4年版 宮城県環境白書(資料編)」(令和5年1月、宮城県)

表3-11 光化学オキシダント経年変化(平成29~令和3年度)

測気	定局	項目	年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和3
	福室	昼間の1時間値が	日数(日)	19	32	33	27	20
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	伸至	0.06ppmを超えた	時間数(時間)	106	166	162	104	68
	岩切	昼間の1時間値が	日数(日)	19	28	9	20	14
	石卯	0.06ppmを超えた	時間数(時間)	101	132	53	68	56
	<b>佐白</b> / / /	昼間の1時間値が	日数(日)	44	43	35	25	12
一般環境	鶴谷	0.06ppmを超えた	時間数(時間)	257	224	197	109	47
大気	榴岡	昼間の1時間値が	日数(日)	43	42	33	28	15
	作的一	0.06ppmを超えた	時間数(時間)	243	225	188	116	76
	H #17	昼間の1時間値が	日数(日)	44	38	33	33	21
	中野	0.06ppmを超えた	時間数(時間)	223	206	147	140	68
	到広	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた	日数(日)	44	47	32	25	2
	利府		時間数(時間)	212	244	168	104	12

注1) 環境基準:1時間値が0.06ppm以下であること。

注2) 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。 出典: 「公害関係資料集 令和3年度測定結果」(仙台市環境局)

> 「平成30年版 宮城県環境白書(資料編)」(平成30年12月、宮城県) 「令和元年版 宮城県環境白書(資料編)」(令和元年12月、宮城県) 「令和2年版 宮城県環境白書(資料編)」(令和2年12月、宮城県) 「令和3年版 宮城県環境白書(資料編)」(令和3年12月、宮城県) 「令和4年版 宮城県環境白書(資料編)」(令和5年1月、宮城県)

## 才. 微小粒子状物質 (PM2.5)

令和3年度における測定結果は表3-12に、平成29年~令和3年度における年平均値及び日平均値の年間98%値の経年変化は表3-13に示すとおりである。

令和3年度における年平均値は $5.0\sim6.6\,\mu\,\mathrm{g/m}$ 、日平均値の年間98%値は $13.0\sim17.8\,\mu\,\mathrm{g/m}$ であり、環境基準の長期基準、短期基準ともに達成している。

経年変化は、有効測定値でみると、いずれの測定局においても、年平均値及び日平均値 の年間98%値ともに減少している。

表3-12 微小粒子状物質測定結果(令和3年度)

測定	三局	用途地域	有効 測定日数 (日)	年平均値 (μg/m³)	日平均値 の年間98%値 (μ g/m³)	日平均値が35μg/㎡ を超えた日数と その割合 (日(%))
	福室	一住	333	5.8	14.0	0(0.0)
一般環境	岩切	一住	351	5.0	13.0	0(0.0)
大気	榴岡	商業	352	6.1	17.8	0(0.0)
	中野	一住	355	5.8	14.8	0(0.0)
自動車 排出ガス	苦竹	商業	353	6.6	15.3	0(0.0)

- 注)環境基準:年平均値が15μg/㎡以下であり、かつ、1日平均値が35μg/㎡以下であること。 環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成 することによって評価する。
  - ・長期基準:年平均値を環境基準と比較して評価する。
  - ・短期基準:日平均値の年間98%値を環境基準と比較して評価する。

出典:「公害関係資料集 令和3年度測定結果」(仙台市環境局)

表3-13 微小粒子状物質経年変化(平成29~令和3年度)

単位: $\mu$  g/m3

測定	官局	年度 項目	平成 29	平成 30	令和元	令和2	令和3
	万字	年平均値	8.3	8.5	6.8	7.3	5.8
	福室	日平均値の年間98%値	23.0	25.3	20.5	19.6	14.0
	岩切	年平均値	8.8	8.2	5.9	5.5	5.0
一般環境	石切	日平均値の年間98%値	23.0	23.0	17.0	14.8	13.0
大気	榴岡	年平均値	9.6	10.3	7.3	6.7	6.1
	作曲「山」	日平均値の年間98%値	27.3	30.4	21.5	20.8	17.8
	中野	年平均値	8.5	9.0	7.5	7.4	5.8
	中野	日平均値の年間98%値	24.0	24.8	21.3	17.5	14.8
自動車	苦竹	年平均値	10.7	11.4	8.7	7.8	6.6
排出ガス	요 1/1	日平均値の年間98%値	28.3	30.8	24.1	19.5	15.3

注)環境基準:年平均値が $15 \mu g/m$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu g/m$ 以下であること。

出典:「公害関係資料集 令和3年度測定結果」(仙台市環境局)

#### 2) 大気汚染に係る苦情の状況

仙台市及び多賀城市における大気質に係る苦情件数の経年変化は、表3-14(1)~(2)に示すとおりである。

仙台市においては、ばい煙が $0\sim3$ 件、粉じんが $9\sim24$ 件であった。多賀城市においては、ばい煙が0件 $\sim2$ 件、粉じんが $0\sim3$ 件、野焼きが $0\sim2$ 件、農薬空中散布及びガス臭が0件であった。利府町においては、苦情件数の集計は行われていない(令和5年8月、利府町町民生活部生活環境課聞き取り)。

表3-14(1) 大気質に係る苦情件数の経年変化(仙台市:平成29~令和3年度)

単位:件

年度 項目	平成 29	平成 30	令和元	令和2	令和3
ばい煙	2	1	3	1	0
粉じん	11	24	12	9	13

出典:「公害関係資料集 令和3年度測定結果」(仙台市環境局)

表3-14(2) 大気質に係る苦情件数の経年変化(多賀城市:平成30~令和4年度)

単位:件

					T   22 · 1 1
年度 項目	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
ばい煙	1	1	2	0	1
粉じん	2	0	1	1	3
野焼き	0	0	1	0	2
農薬空中散布	0	0	0	0	0
ガス臭	0	0	0	0	0

出典:多賀城市都市産業部環境施設課聞き取り(令和5年8月)

#### 3)発生源の状況

仙台市における大気汚染防止法等に基づく発生施設数及び事業場数は表3-15に、関係地域におけるばい煙発生施設届出件数は表3-16に、その位置は図3-4に示すとおりである。

なお、多賀城市及び利府町では、関係地域における大気汚染防止法(ばい煙)に基づく 発生施設はない(令和5年8月、多賀城市都市産業部環境施設課及び利府町町民生活部生活 環境課聞き取り)。

表3-15 大気汚染防止法等に基づくばい煙・粉じんの発生施設数及び事業場数 (仙台市:令和3年度)

	項目	ばい煙		粉じん		
市名		発生施設	事業場	発生施設	事業場	
仙台市		1,584	745	120	22	

出典:「公害関係資料集 令和3年度測定結果」(仙台市環境局)

表3-16 大気汚染防止法等に基づくばい煙発生施設を有する事業場数及び施設数

所在地		事業場数	施設数	
仙台市宮城野区	燕沢字前塚	1	ボイラー:2	
	燕沢東三丁目	1	ボイラー:1	
	岩切一丁目	1	ボイラー:2	
	岩切字稲荷	2	ボイラー:2	
	岩切字洞ノ口東	1	ディーゼル機関:1	
	新田東三丁目	1	ガスタービン:2 ディーゼル機関:1	
	新田東四丁目	1	ディーゼル機関 : 1 ボイラー : 2	
	鶴ヶ谷字京原	1	ボイラー:1	

出典:「大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設一覧(令和5年3月31日現在)」 (仙台市環境局)

